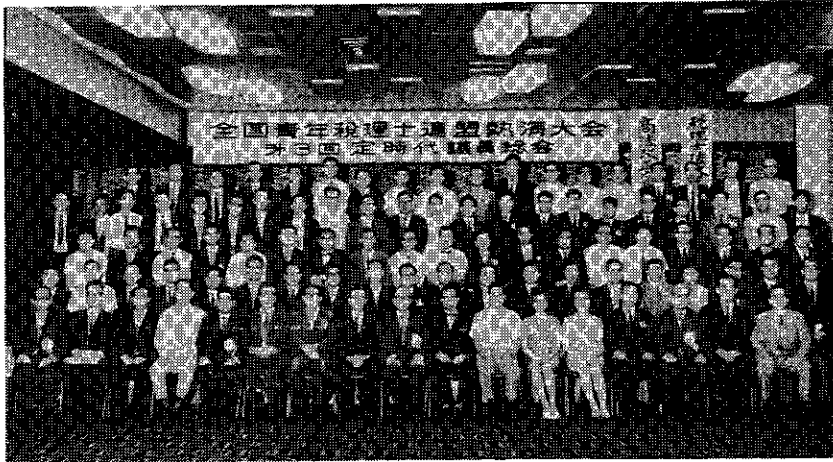


全青税代議員総会盛況裡に終る



昭和45年7月19日熱海市「ニューフジヤホテル」において全国青税連熱海大会（第三回定時代議員総会）が開催された。



発行所
 全国青年税理士連盟
 東京都目黒区碑文谷
 1-19-13(03)(716)5382
 (税理士村田昭事務所)
 編集兼発行人 秋田 清光

商法改悪反対を決議

京都大会、岐阜大会に引続き、本年度は七月十九日午後一時から熱海ニューフジヤホテルに於て第三回定時代議員総会が開かれた。今年代表幹事を始め、新設の組織部の努力により個人会員九十一名の加入があり、この熱海大会には九名の参加をみて、文字通り全国の青年税理士百数十名出席のもとに、横山代議士、溝田日税連会長、北川名古屋会長、広瀬大阪専務理事、高野東海会長、天野日税連専務理事、関本東京副会長、福島東海熱海部会長、柳全国専務協理会長、村山、藤婦税連代表等多数のご来賓を迎えて、定刻香山君（東京）の司会により開会された。司会者から開会に先立ち、本日出席の個人会員全員を代議員として出席を認めたいとの緊急動議がなされ満場一致で承認されそれぞれ紹介の後議事に入った。先づ桑原大会実行委員長の開会のことば、村田代表幹事の挨拶があり、次いで議長団に寺沢（東京）田中（大阪）西尾（名古屋）の三君が選出され議案の審議に入った。

- 一、昭和四四年度事業報告の件
 （吉富副代表幹事一括提案）
- 二、昭和四四年度収支決算並びに財産目録承認の件
 （安井総務部長提案）
- 三、昭和四四年度会計監査報告の件
 （山神監事報告）
- 四、規約一部改正の件
 （松本副代表幹事提案）
- 五、昭和四四年度事業計画承認の件（桑原副代表幹事一括提案）
- 六、昭和四四年度収支予算案承認の件（安井総務部長提案）

以上各号議案は活発な討論ののちいづれも原案通り承認可決された七、役員改選
 選考委員は九名選ばれ、平山委員長より選考結果が発表され、新役員が別掲のとおり決定した。ついで、志水君（大阪）より本大会の名において「大会宣言」決議の提案があり次の宣言文を朗読の後万場一致をもって採択された。

大会宣言

全国青年税理士連盟は、代議員総会の名において次のとおり宣言する。

一、商法改悪案の国会の上程阻止のため、われわれ青年税理士は、その先頭に立つ。

二、税理士法改正に、われわれ青年税理士の総意を反映させよう。

以上の目的達成のため、われわれ青年税理士の全国組織を拡大強化しよう。

以上をもつて審議を終り再選された村田代表幹事から、新役員を代表して、新年度の抱負について挨拶があり、副代表幹事に選任された寺沢（東京）南（大阪）各務（名古屋）三君の紹介と就任挨拶があり、続いて横山先生、溝田日税連会長等ご来賓の諸先生から数々の有意義な御祝辞を頂いて後、奥田君（名古屋）の閉会のことばをもつて代議員総会は盛会のうちに終了した。

総会に引続き、研究部主催の研究会が行なわれ、今回は「税理士事務所の事務管理と経営の合理化」をテーマとして宅野 仰君（東京会々員）が発表者となり同君の事務所において永年研究実施してきた貴重な資料の配布と熱弁により非常に好評であった。

その後、懇親会が持たれ、翌日二十日は厚生部主催のリクイエーションが行なわれた。

青年税理士の

総意を結集して

代表幹事 村田 昭



全国青税連は四年目を迎え、前年度の種々な実績をバックに、

大きく飛躍する時期がきました。

この時に、再び代表幹事の重責を負うことになり、あらためてその任の重大さを感じます。

前年同様、全会員のご協力とご支援を切望する次第です。

基本的な姿勢は、なんら変わるどころはありませんが、青年の特性である責任ある批判精神をもち、創造的能力と積極的な言動力を基幹として今年度も進みます。

我々は無責任な批判はするべきでなく、責任ある態度を保持しながら、税理士会の発展の為に、勇気をもって批判し、建設的な提言をします。全国青税連という大きな組織に全国の青年税理士の声と力を集約して、主体的判断によって、諸々の問題解決に全力をつくす覚悟です。

本年度は前年度以上に組織的発展の為に会務運営を行います。なんとといっても、組織拡大活動には全精力を投入します。先般の代議員総会で規約の一部改正案が通過し、個人加入会員の声が反映されやすくなりましたので、一人でも多くの意見を求める為にも、努力しなければなりません。現在、約一〇〇名の個人加入会

員を擁していますが、今年度に二〇〇名を努力目標として全国各地に加入呼びかけをします。前年度は本部を中心とした拡大運動でしたが今年度は、個人加入会員の内から適任者に「組織拡大推進委員」を委嘱し、本部と一体となつて、両面作戦で拡大運動をし、反面、現地に Outreach して、地元青年税理士と対話をし、「何故に青年税理士が動かなければならないのか」について訴えたいと思えます。息の長い忍耐のいる運動ですが、この地味な活動なくして、組織拡大は出来ません。同じ会員でも、青年であるからには、寝ている会員よりも、「意識をもった会員」がほしいし、又、そうでなければ意味がありません。つ年度は幸いにも、四国の高知と長野の諏訪に二つのグループが結成され、全国青税連とパイプを結ぶことが出来ました。今年度も、このような地元でのグループ結成に協力して、この方面にも努力します。個人加入会員を増やしつつ、グループ結成を目標にするのが、大きな活動方針です。八月初旬、九州に Outreach して、青年税理士と話しあつてきましたが、相当の意識をもって税理士をとりまく難問題に対処している様です。私は鹿児島、熊

本、福岡、久留米の青年税理士と会いましたが、全国青税連に目を向けて協力しようという気運を感じとりました。時間をかけて、つとめて対話活動をつづけていけば必ず加入して載けると思っています。内部的な問題としては、代議員制度の実効化にとりくみます。前年度は三都市で地区別代議員会を開催して、会務報告をすると同時に、代議員の声を聞きました。が、参考になる点が多く、色々と教えられた面もありました。今回は定期的に「代議員ニュース」を発行し、本部の動きを詳細に伝達し、代議員に活動状況をよく理解してもらい、批判の材料をつくり出します。これと平行的に、地区別代議員会を開催し、代議員の意見を会務執行の途中に於て、とりいれ代議員制度の実効化をはかります。会報とは内容の異なった「ニュース」として、これは、個人加入会員にも送付することにして、規約改正で個人加入会員は、いわゆる潜在的な代議員となりましたので送付するのです。

この様な活動を通じて、商法改悪問題・税理士法改正問題に取りくみますが、特に商法改悪問題は急を要する事ですので第二回

◎総決起大会を計画し、再び青年の怒りを爆発させたいし。税理士法改正問題と直結する問題であるだけに、全生命をかけなければなりません。税理士法改正問題は、いわゆる「修正意見書」が六カ月の努力の成果として完了しましたので、これをカガミとして、運動することになります。

税理士をとりまく諸条件は日毎にきびしさを増していますが、この時期に青年税理士は、何をすべきでしょうか。一人一人の青年税理士は考えてもらいたい。

我々は、使命感にもえ、色々の圧力に負けることなく、相当の自己犠牲を覚悟しながらの会務活動に努力します。

今や、全国青税連として解決しなければならぬ問題が山積してあります。どの問題をとり上げても執行部の努力のみでは、どうすることも出来ないのです。全会員の総意と総力の結集こそが先決ではないでしょうか。

全国青税連の言動に充分注意し、地方の会員は地元税理士会の言動に注意して、両面作戦で税理士の為の、納税者の為の税理士制度確立に前進したいと思えます。全会員の皆様をお願いたします。

申 し 入 れ 書

昭和45年9月15日

日本税理士会連合会

会長 溝 田 澄 人殿

全国青年税理士連盟

代表幹事 村 田 昭

☆ 申 し 入 れ 書 ☆

全国青年税理士連盟は本年度第2回の幹事会を名古屋税理士会館で開催し、下記の事項について貴会に申し入れすることを決議しましたので、よろしく願い申し上げます。

(1)「税理士法改正に関する第一次試案」にする各会の意見書提出期限について。

日連45第353号(業第57号)昭和45年8月26日付文書にて、各会の意見書提出期限は昭和45年10月15日となっていますが、同上の文書にある通り「税理士法の改正は業界の命運をかけた至上命題であり、これがためには全会員の総意を結集するとともに、その合意を必要とします」ので、10月25日期限では、日程の関係上万全を期することは至難と思えます。又、目下、日連連を中心各税理士会の協力のもと商法改正案の国会上程阻止に全力をあげている時期を考えた場合、商法問題が急務と思えますので期限の再延長を申し入れます。

なお、提出期限は、各税理士会の自主性を尊重して、決定すべきものと思えます。

(2)国税局指導による「申告書検討表」(税務監査報告書)提出の動きに関して。

全国各地の国税局の指導のもとに、「申告書検討表」即ち税務監査報告書に類似するような申告内容検討表を提出する動きが現実化していますが、税理士会内部には、いわゆる税務監査について賛否両論ある現在、このような「申告書検討表」提出の動きは、好ましいものではありません。よって、早急に、貴会は国税庁に対して中止するように申し入れると同時に、各税理士会にも中止することを指示すべきと思えます。

以上

去る七月十九日、わが全国青年税理士連盟第三回代議員総会も熱海大会に於いて無事終了することができた。昨年度の事業報告、収支計算も満場一致承認され、新執行部も新事業計画に基いて愈々スタートを切った訳であるが、今後の連盟運営はいかにあるべきか。

代議員諸兄の個々の現実的な問題として、意識を高め、研修を重ねてより建設的な意見をこれからの前途に反映させるべきである。

このたびの代議員総会では、旧執行部の過去の善政の賜物か、或いは新事業計画案が殆んど、完全に代議員諸兄の脚本的な考え方に沿ったもの

か、予想外に質疑意見等の発言発表が少なかつた。

永年秀れた実績のある会でもあれば兎も角も、少壮精銳の、然も歴史の浅いわが全国青年税理士連盟にあっては、まだまだむしろ建設途上の段階にあり、この点に

会員の建設的意見を 全国青税連に反映させよう

ついでに代議員諸兄、引いては会員の個人々々全員が大いに反省すべきではなからうか。

わが連盟の行手は難問山積、前途誠に多難である。

連盟規約に明示せる三つの大目の達成のための新年度事業計画の

強力なる遂行、熱海大会に於ける大宣言で採択された商法問題並びに税理士法改正問題の解決、

日本税理士会連合会の刷新或いはこれら諸目的達成のための全国組織拡大強化、等々大いに若い力を結集すべき時期が到来している。

このような諸々の運動展開のためには、執行部の独断専行は最も慎しまねばならぬことであり、又いずこの会議に於いても一部理論家の寡占的な議論の場であってはならないことは、当然のことである。

各種会議は代議員総会を頂点として地区別代議員総会、幹事会、部会等々が頻繁に開催され発言の機会も多く恵まれて居り、この外にも個々に連盟本部への上の直接的な意見具申なり、広報紙利用などの途も開かれて居るので、大いに意見を公表されるよう期待するものである。

執行部としても少数意見の尊重を旗印として居り、最大目標たる組織拡大のための一環としても全国代議員諸兄の積極的な発言を求めらるものである。



全国青税連

第二回シンポジウム

日時 十一月十四日(土)

正後 三時

場所 東京税理士会館

四階会議室

テーマ 「租税法主義と税理士の使命」

全国青税連

野 球 大 会

日時 十一月二十三日

(秋分の日)

場所 京都市、西京極球場

全国より数チームが参加し熱戦をくりひろげます。

会員の皆さんの多数の御参加をお願い致します。

代議員二一スの発行と

文書発送の迅速化

総務部長 増田昌弘

前年度は厚生部長を私なりに努力し会員諸兄のご協力を得て大過なく一年間務めてまいりましたが本年度は総務部長という大任を仰せつかり光栄であると同時に責任の重大さを痛感する次第です。

全国青年税理士連盟も四年目を迎え、東京、大阪、名古屋の団体加盟のほか北は北海道から南は九州迄全国各地より青年税理士が加入し、個人加入会員も百名余となりいよいよ基礎固めの段階から軌道にのせる段階に入ったと思う。故に親睦と研究とを通じてより一層組織拡大を計り税理士会の中核として青年税理士の意向を税理士会に反映させて税理士制度の発展強化に結びつけていかなければならないと考えます。

そこで総務部としてまず最初に行なわなければならない事は、幹事及び代議員の名簿でございますが今迄よりも充実した名簿作成を考えております。又総務部は非常に発送関係の仕事が多いので幹事、代議員及び個人加入会員の宛名カードの作成をし、迅速に発送

関係の処理をして行きたいと考えております。尚会員と直結した幹事会として会員の声を会務運営に反映せんために、幹事会の動向、空気、会務運営に関する事項等を集録した代議員ニュースなるものを新たに発行し代議員の方々には逐次ご理解いただき、地区別代議員会開催をより一層充実させたいと

組織拡大委員の活動により

個人加盟二百名獲得を目標

組織部長 荻野弘康

本年は東京が組織部長を担当する事になりました。

前任の奥田部長も組織部の役員として協力していただけたので、心強く思っております。

全国青税は、組織的にも未成熟の段階であり、やらなければならぬ事が山積しております。

時間、労力、経費にも限りがありますが、出来るだけの努力をしたいと思っております。

組織部の目標を掲げて、役員並びに会員諸兄の御協力、お願いし

考えております。又本年度より幹事会に関する事項は必ず議事録をとり後々誤解なきよう取り計らいたいと存じます。総務部としては各部の活動を把握し各部との連携を密にせんために次の幹事会迄の各部の事業計画を書面にてご報告していただく事をお願い致します。

以上総務部の仕事は事務的な事が多く私も厚生部長の経験を生かし頑張りますが何卒よろしく御支援御鞭撻のほどお願い申し上げます。

いと思ひます。全国に散在する青年グループで当連盟の趣旨に賛同するもののグループ加入も実現したいと思ひます。

(3)潜在会員名簿の作成
未入会員の名簿と、宛名カードも合わせて作成します。

(4)しりおりの改訂版の発行
現在のしりおりを多少改訂して刷りたいと思ひます。

(5)文書活動

同好倶楽部の発展と

活潑な運営を期して

厚生部長 片岡昭夫

全国青税連厚生部長の大任を。幹事に成つたとたん仰せつかり真に恐縮をしている次第です。

今迄、大青税及び、大青税京都支部の幹事を、勤めてきましたが担当部署として、厚生部は初めての事で、要領も解りませんが、一杯の努力を到す所存ですので、

会員諸兄の御協力を、偏に、お願いいたします。厚生部は、規約にもうたわれてる様に、会員相互の親睦を担当するわけで、懇親会、野球大会の開催はもとより、同好会倶楽部の運営を通じて、親睦を、連盟の組織拡

大、発展強化に寄与すべく、事業計画を立案しております。まず、第三回野球大会ですが、今年、秋に日税連の野球大会が催されますので、この日程と重ならない時期に、大阪地区にて開催を予定しております。

この詳細につきましては実行委員会を設け検討の上、決まり次第に発表致します。

次いで、定時代議員総会が開かれます来年七月に、総会に引続きまして、懇親会を催します。

尚、同好会も此の機会に、倶楽部の行事を行なう予定です。

事業年度中に数回の文書活動を行ないたいと思ひます。(6)PR活動を出向して行。文書活動だけでは、盛り上らないので各地に出向してPR活動を行ないたいと思ひます。

(7)組織拡大委員会の設置
個人加入会員から百名程度を委員として委嘱して、組織拡大活動を行なう。

写真集・八ミリ、テープ等によってPRする。

改正法

税理士法第四章に 対する一考察

名古屋 真田新之助

はじめに

吾々税理士が、日常業務の法的基礎として遵守すべき税理士法について、今日種々論議されていることは誠に意義あることと言わねばならない。そして吾々が真に適正な租税正義実現のための先駆者たるを自覚するとき、この税理士法第四章に言う「税理士の権利及義務」の各項について多くの疑問を感ずるので、若干の私見を述べさせて頂く次第である。大方の叱正と御批判が頂ければ幸である。

権利と義務について

先ず感ずることは、「税理士の権利義務」とあつても、実質的には殆んどが義務のみであつて正に之が吾々の権利だと言ひ得るものが見当らないことである。第三十条の代理権限の明示に始り第四十三条の業務の停止に至る一連の規定は、吾々に対して、「ならない」

すくめで抱束的な内容に終始していることに気付くものである。只権利と認められるものは三十条の書面提出の場合の事前の通知を定めた第三十四条と第三十三条の二の書面添付をした場合の意見聴取を定めた第三十五条の1及2のみであつてこれすらも、制約が可成り厳である姿を知るとき、第四章は単に「税理士の義務」と規定されてしかるべきと感ずる程である。しかし乍ら確かに、義務は義務として当然に守らねばならぬものであり税理士法にある一連の義務規定も内容に於ては全てを納得出来ないにしても、一応吾々が当然守るべき限度として了解は出来るものである。しかれば、それらの義務を遂行する吾々にもう少し大幅な権利が与えられても良いと思ふ方が如何。

法30条法33条について

税務代理権限明示の二十条を

守つて今届出をしたとしよう。それに依つて、私は納税者某の税務代理人であるというのを税務官公署に通知したとしても、申告書に納税者自らの署名捺印を求めている現行法の形は、この税務代理が、単に申告書の計算、提出といった一連の公法行為の代行をしていくというこの届出にすぎないことを示すに他ならない。何となれば、税務代理が、法第二条の1に「申告、申請……中略……につき代理すること」とありその代理とは、民法上の任意代理の一形態である筈であるから、納税者に代つて税理士が申告を行い得るものと解すべきではなからうか。しからば、申告書には、税務代理の委任をうけた税理士は、自らの署名捺印をこそすべきであつて、納税者の署名捺印は不要であり、それでも且つ納税者の意志決定は、相手方たる、税務官庁に当然に伝わるべきではなからうか。このことは、税法第14号に日大教授の北野弘久先生が誌しておられるが先生は、法33条の1項の税理士の署名捺印の義務にも言及して、「もし税理士が真に納税者の代理人として独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士

乙」として当該税理士の署名捺印をすれば足るはずである。……税理士の行為を税務代理として評価しようとする限り、税理士の署名捺印こそ法的に不可欠であつて、むしろ納税者の署名捺印の有無は申告の効力に影響を及ぼさないのですべきである」と断じておられる。この33条の規定について忠佐一氏は、「税務代理をする場合作成した書類に署名捺印する義務があるのではなく……ある程度の助言的要素も含むためにその書類作成の責任を明らかにするために税務書類の作成をしたときはその作成した書類に署名捺印しなければならぬ」と税理士の署名捺印の義務に別の見解を示しておられるが、果してこの考え方で正しい税務代理の解釈が成り立つてであろうか。忠氏の言われる代理とは、代行を置き替へられているように思えてならない。

33条書面添付の効果

法規定中、一応最大の権利と見られる法35条の意見聴取の規定は周知の如く、第33条2項の書面添付を大前提としている。税理士が税務代理を行なうために、弁護士が、法廷に立つ前に行なう資料収集、整理に、た、会計計算、税務

計算事項の検討、申告書作成を行なうにあたり、タッチした事項を大蔵省令に基く書式に依り記載した書面を添付することが出来るとして、それを実行した税理士には更正決定等を行なう前に、その意見を求める機会を与えなければならぬと定めている。忠佐一氏はこの35条規定を、「税務官公署の職員に義務を課することに依つて税理士に反射的な権利を与えたものと解されよう。しかし税務職員が義務違反をしてもその責任について法律は何ら触れていないから、職務上遵守すべき義務に違反したことに對して税理士側からその追求める方法はない」と述べておられ、残念乍ら、現行法上では之首領せざるを得ないが、次いで35条の第三項で、意見聴取の有無が決定の効果に影響はないと規定されておることによつて、更に決定的に、この35条1項2項の権利は全くの形骸と化してしまつていくことを知るのである。しからば、果して33条2項の書面添付を行つて、35条の権利を予期して、真に納税者の代理人としてのつとめを果そうとする税理士が何人期待出来るようか。更に第34条の事前通知の規定は、それこそ税務官庁に對す

改正法

税理士の使命

大坂南富蔵

「我々の使命」

我國憲法の前文に「そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由来し、その權力は、國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれに享受する。」とし國民による、國民の爲の國民の政治、を表明し、尚「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と宣言している。かかる民主制は、日本國憲法の採用する。もつとも重要な基本的原理であり、かくたる民主制の実現を目的として統治の機構は、司法、行政、立法の三権分立主義を採り、主権在民の具体的実現を、可能ならしめようとしてゐる。これは、納税者に於て、例外であるはずはなく、税務行政も、國民のための課税、徴収の管理であり、統治の機構上脱税の管理は勿論の事やら、税法の限界を越える。恣意的課税は許され

るべきではない。

しかし、高度に發展した資本主義經濟を対象とした我國税法は、複雑を極め、かつ、行政審査前置主義による權利救済手段の曖昧さ（この度、国税通則法の一部改正に伴う、国税不服審判所の発足により、この問題の解決されることを期待する）は、当然にして、税法上の専門家を必要とし、更に税理士制度のあり方が民主制に於ける、適正なる税務行政の成否を左右するものであらう。しかし、現行税理士法は如何、その第一条は「税理士の職責」として「税理士は、中正な立場において……」と規定しているが、これは現実的には、一方的に調査官の調査に協力し、その意味に於ける恣意性的實現、即ち、税務行政官庁の補助的機関としての機能を要求されることになり、これは、税理士法第五章の「税理士の責任」という表題の規定でもつてする、行政官庁

の税理士に対する監督権ないしは懲戒処分権で、民主制を否定した國家統制という行政庁の考え方を如実に表現したものであり、日常の税務行政官吏の態度にも現われる所以であらう。この様にして、現行税理士法は基本的に、その制度の民主制を否定したものであるとしか考へることが出来ない。ここに於て、我々は、税理士制度の常態化、即ち、民主化の爲には、税理士法上に於て、最低要件として、次の事項は實現すべきである。

資本主義の高度化の爲、複雑化

された税法でもつて、適正な納税義務の實現と、課税の領域における、國民の財産権の保証を實現する手段としては、先づ、納税者の意志が、税法の適用の段階に於て、正しく表示されることの実現を期待するならば、税法の専門家即ち、「税理士」の代理権の確立が必要であらう。尚、勿論、かかる理由に於て、税法の専門家としての代理人（税理士）の能力の最低基準を判断すべき試験制度は、その内容に於て、著しく、隔差のある特別試験制度の存する事は、納税者の意志表示を正しく表現する手段として税理士の代理権の確立という民主化を阻害するといふ

ことは、言、たないであらう。しかるに、かかる制度は廃止すべきで、更に、納税者の意志表示を正しく税法に適用することを目的としなければならぬ代理人たる税理士が、国税庁長官の監督権、懲戒処分権でもつて、その自主性を奪われているという事は、實質的には、行政権の越権行為でもつて、納税者の基本的人権までも侵害しているものに他ならない。

以上の如くにして、税法上の、納税者の權利の擁護は、税理士制度のあり方によつて、左右されるものである。

従つて、「自主的税理士制度の確立」「税理士の代理権の明確化」「特別試験の廃止」の實現があつて、初めて、我國の税務行政は、文化國家への一歩を踏み出す事ができるものである。いわんや愛國心を持つものは、この實現を使命と思ふであらう。

広島青年税理士クラブ結成さる

去る八月七日に広島國際ホテルにおいて青年税理士クラブが正式に発足することとなつた。これまでの同会は会則や規約もなく、自然発生的なものであつた。これを發展的に解消し、当

(前頁より)
る、訓示規定的な姿をとつてゐる現状であり、その実行はあくまでも官署側の判断にまかされてゐる。かように一般現実的な税務行政の姿が、税務官公庁側の恣意に基いて行れること100%に近いものを見るとき、かかるが如き權利義務の規定では、税理士が安心して、租税正義實現の旗がしらとなり得ないと断することもやぶさかでない。

今や税理士制度の問題につき、種々論ぜられるとき、かかる傾向を排除し租税正義實現のために、真に納税者から尊敬され、官庁側から信頼される税理士としてのき然たる姿をとり得る様な法的背景となる税理士法への検討を望んで止まないものである。



日の出席者(27名)全員が発起人となり正式に会則も作られ結成をみた。会則の目的として
 会員相互の研修、連絡、資料交換、提携、会員相互の親睦と決まつた。

改正法

「税理士法人」

その問題点の指摘

東 京 渡辺克巳

四十五年七月に発表された日税連の「税理士法改正に関する第一次試案」は前期日税連執行部の「わが国における税理士制度のあり方についての答申」とは異質のだが結果的には同じ形体の矛盾性、危険性を内含していると考えられる。

個人で税理士業務を行なえない、の二つの要件を備えたものであればその設定を認める」とされてい

る。

それは今回の第一次試案における問題点の数点にわたり指摘しようるものであるが、これまで比較的心度の低かった「税理士法人」について全国青税連意見書修正原案作成の過程において討議され、まとめられた点を敷衍して考えてみたい。

一、定義の不明確性

今回の税理士法改正に関する第一次試案によれば「税理士法人は一、二名以上の税理士が無限責任社員となる。

二、社員は税理士法人に専属し、

納税者との相互信頼関係に契約の発生があるとすれば多数の税理士の集合たる税理士法人との間に迄この関係を維持し、かつ円滑なる税理士業務の進展をはかることはむづかしいと思われる。そして個人以外への資格授与は現行の業務状態を認識している納税者に無用な混乱を与えるだけである。

二、その危険性の指摘

ここで考えなければならぬ点には「税務監査」の持つ問題点の一つである「税理士の税務行政機関の補助機関化」という危険性をこの「税理士法人」にも見出し得る点である。

なぜならば「税理士法人」の法定化によって促進されるその組織の巨大化こそ天下下り官僚の構成する税理士法人の下に多くの下部官僚による税理士を抱えたいわゆる「巨大税理士法人」が出現し、税

理士が根本理念として考えるべき「納税者の権利擁護及び租税法主義の確立」とは全く相反する税務行政機関そのものに変質する危険性が多分にあるからである。

又、この中で活動をよぎなくされる税理士も監査法人の下での会計士が一部会計士の指示のまま準公認会計士として何らその独立性を保持しえない如く二級税理士となる恐れがある。

この点は従来比較的関心の薄かった「税理士法人」の持つ隠された特性として銘記されねばならぬ

三、巨大税理士法人のその他考えられる問題点

a、青年の税理士の業務活動の範囲の制限

巨大化により税理士の対象たる納税者の独占化が進み、競争自由の原則が破られ、比較的税理士としての経歴が短かい青年の税理士の技能を發揮する場が侵されることと考えられる。又これは特別試験による税理士の乱造によって拍車をかけられることとなっているのが現実である。

b、納税者は税理士選択の自由を失う。

本来自由であるべき納税者の税理士選択の自由が地域的制約及びその税務行政機構からの一種の圧力等により、される恐れがあ

る。納税者は不本意ながら巨大化し、強い力を持った「税理士法人」に依頼せざるを得なくなる。

c、税理士の対象たる納税者の寡占により量的階層化が進む危険がある。

これはあくまでその対象の数的階層化であり、技術的レベルアップがこの税理士法人に必ず付随するものとは考えられない。

四、業務の合理化専門化は「協業化」により満足される

一次試案の理由で述べられている税理士の業務の複雑多岐化に対するには現行の個人の税理士では一定の限度があるとされているが、現実には数名の税理士の協業化によりその専門的知識の養成と、事務機構の合理化を除々に行われている税理士グループの存在をみる時この協業化により、納税者の複雑化する要求と期待に込え得ると考える。

会員諸氏の御研究を載ぎ、その問題点の究明に協力したいと考える。

旅行俱樂部

旅行クラブの参加者は十名。東京会員のみというさみしき。それでも一同は意気揚々と、東海汽船はまゆう号の一等船客となる。早速に眠るもの、議論に花を咲かせるもの、食堂で一パイ始めるもの、デッキで汐風に吹かれるもの、まぐれ上るミニスカートに目を楽しませながら、船は、一路真夏の伊

ゴルフ倶楽部

全青税熱海大会のリクリエーションの行事の一環として、ゴルフ同好会発足を兼ね、七月二十日午前九時上り伊東市サザンクロスカントリークラブに於て、東京、名古屋、大阪の会員及び個人会員三君(東北西川会員)(東京地方秋山会員)(東海伊藤会員)を加え総勢十五名参加のもとにゴルフ大会が開かれた。

昨年の三好c.c.の大会にくらべ参加者が少なかつたのが少々残念だったが、晴天に恵まれ終始和気あいあいのうちにキャラウェイ方式によるストロークプレーが行なわれた。熱戦の結果、成績は次のとおりであった。

豆大島へ。

行程は、島内一周の観光めぐり。山道をマイクロボスに揺られながら、まずは三原山へ。見渡すかぎりの火山灰砂漠を貸馬にまたがり二時間の登山コース。オツカナビツクリの初心者も、ベテラン組や案内人の指導によって、帰路はサッソウたる騎乗の若武者ぶりに、旅行クラブ改乗馬クラブの

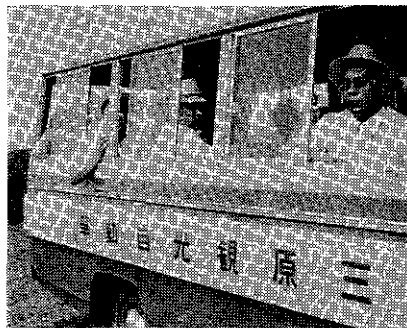
優勝 富樫邦高君(名古屋) ネット75
準優勝 森正則君(名古屋) // 76.5
三位 中村昌夫君(東京) // 77
B・B 伊藤啓三君(東海) // 84.5
B・G 森正則君(名古屋) // 85

麻雀倶楽部

(桑原 裕)

麻雀同好会は代議員総会の開催された熱海のニューフジヤホテルの広間で、名古屋会九名、東京会七名計十六名四卓にて午前九前より発会挨拶、ルール説明の後、熱戦がくりひろげられた。午前中三回戦、午後一回戦の四回戦が行なわれ、東京会は東京青税連の麻雀ルールを変えたほどのホープ中のホープである私が、役目上書記に

発会式の観あり。自然公園や波浮の港など島内一巡を終え、夕刻小浦園ホテル着。夜の部は宴会。名物のアンコ芸者にかこまれ、日頃の心労から解放されて、酒と歌をまじえ大いに歓談。夜更けとともに宴もはて、各自思い思いにアバンチュールを求めて、三々五々何処ともなく、あとは関知せず。(安井徳次)



まわった関係上終始名古屋会メンバーが優勢に押し進め結局、名古屋会の各務重則君が優勝し、準優勝、第三位、特別賞も総て名古屋会の独占となった。熱戦終了後親睦パーティが行なわれ、優勝者の弁など入りと気藪々の中に次回を約し午後三時散会した。(増田昌弘)

全国青年税理士連盟規約

昭和四十五年七月十九日改正

第一条 本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条 本会の目的は下記の通りとする。

一、会員相互の研修、連絡、資料交換、提携
一、会員相互の親睦
一、税理士制度の発展強化

第三条 本会は各青年税理士連盟をもって組織する。

第四条 本会の事務所は東京都におく。

第五条 本会に次の役員をおく。

一、代表幹事 一名
一、副代表幹事 若干名
一、幹事 若干名
一、監事 若干名

第六条 代表幹事は本会を代表し会務を統理する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事事故あるときは副代表幹事の互選によって代表幹事の職務を行なう者を定める。

第七条 本会の役員は代議員総会において選任し、任期は一カ年とし再選を妨げない。但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第八条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、幹事会とする。会議の召集は代表幹事が行なう。

第九条 代議員総会は本会運営に關する事項を決議し、幹

事会は代議員総会の決議に基づき会務を執行する

第十条 代議員の選出方法は別に定めるところによる。

第十一条 会議はすべて出席代議員(但し委任状を含む)の過半数をもって決する

第十二条 本会は必要に応じ委員会を設けることができる

第十三条 本会の事業年度は毎年七月に始まり翌年六月末までとする。

第十四条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。

第十五条 前条の会費は各単位会年額一〇、〇〇〇円、会員数割一名につき年額五〇〇円とし、毎年初めの会員数を基準とする。ただし、未組織地区会員は一名につき年額一、〇〇〇円とする。

附則 第十六条 本会の規約の改正については幹事会が決議し、代議員総会の議を経て行なう。

第十七条 未組織地区の青年税理士に対する入会その他の取り扱いについては幹事会に一任する。

第十八条 未組織地区の会員は代議員会のために、一〇名につき一名の割合で、互選により代議員を選出することができる。

各単位会だより

大青税

◆大青税第五回定時総会は去る七月十八日大阪合同税理士会会議室にて開催され、終始熱心な討議を重ねた。その結果、①年度事業報告、収支計算書を承認、②役員選任については、さきの臨時総会において改正された新規約に基づき角谷代表幹事をはじめ三十八名の新執行部とともに、全青税幹事候補者十三名をも選出した。③年度収支予算案は事業活動費の各部配分等については次回幹事会の審議に委ね、原案を承認した。

つづいて、角谷昭新代表幹事から旧執行部の労苦に対し感謝の辞を述べ、商法改正、税理士制度等の大問題を含め、大青税のとりべき基本姿勢についての抱負と、この一年間の全力投入を約する力強い就任挨拶があり、来賓として青大阪専税協副会長、岡和歌山青税会長、大城戸婦税連西日本支部長村田全青税代表幹事の各氏からそれぞれ祝辞をいただいた。総会終了後懇親パーティに入り過去一年

間の反省と今後一年間の期待を話題として、和やかなムードのうちに幕をとじた。

◆八月七日、二十五日の幹事会において、本年度の基本方針を確定幹事の担当部署決定、事業計画、予算配分について具体的に決定した。本年度の特色として「大青税入会のしおり」の発行を含め広報活動を推進（広報）コンピュータの事務所導入の研究、事務職員の実態把握アンケート（経営相談）初めての一泊旅行（厚生）参考文獻集の発行（研究）などが挙げられる。また九月十八日には、連盟加入の一日も早からんことを願っている和歌山青税との親善野球が開催される予定であり、研究会共催などを通じて婦税連とも協同発展を期するといった斬新な企画のもとに連盟の新規約目的達成のため力強く活動を開始した。

東青税

◆東京青税連は新年次に入って活発な動きを示し、次のような主な作業が進展している。

◆十周年記念事業を盛大に行うこと

東青税は今年で発足十年目に当り実行委員会を設置して記念式典講習会、記念論文の募集の他に、組織拡大を記念事業の一環として強く推進することを決定した。

これは役員一人につき一人の増加運動を行なうと同時に前期以来押し進めている地区部会の結成を九部会にわたって展開することである。

◆商法対策特別委員会の強化

前期商対を商法改正案の国会上程の時期を迎え組織的に強化するため会長を委員長とし副委員長三名を置き学会体制で望むこととした。

全青税の総決起大会に対して充分なる動員を計ることが当面の問題となつてゐる。

◆税理士法特対委を連続開催

全青税の修正意見書を基本的姿勢として日税連試案の批判書を練りあげるため特別委員会が九月より五回にわたり持たれ熱心な討議がかわされた。

その他業務改善委員会が発足した。以後三回の会合を持ち、事務所管理等三つのテーマを中心に活発に活動を行なっている。

名青税

◆本年度のスタートにさいして名古屋青税連では、「連盟本来の目的にそつた地道な事業計画の選択と、その着実な実行の積み上げ」を努力目標にかかげた。

その成果として、九月八日と十月八日、連続して打ち出された連盟研修部主催の研修会の開催計画があり、テーマもわれわれの日常業務に直結した「法人所得基本通達研究シリーズ」。多数会員の出席をえて、非常に好評であった。

◆また、今迄、支部単位の企画、ないしは同好会活動に比重がかかっていた厚生事業も、厚生部の初の試みとして、野外での親子リクリエーション大会が十月十八日に守山区森林公園で開催される旨発表され、日頃家庭サービスの欠如をなげく会員家族の、大いなる期待が集まりつつある。

なお、研修、親睦のサークル拡大の傾向として、各支部相互間の同行事への招待、他支部行事の見学等が活発になつてゐる。

- ★ ★
- ★ ★
- ★ ★

好評申込み受付中

書込み式、1971年版 日本税理士会連合会編集

税務労務カレンダー

定価 220円

前金特価200円

- 1～5部…各部40円
- (送) 6～20部…150円
- 21～49部…200円
- 料) 50部以上…無料

事務所名・電話番号印刷いたします(30部以上)

日税連会報「税理士界」広告代理店 株式会社

日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57 佐原ビル4F
TEL (356) 0061 (352) 0769・0760
支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル3F
TEL (941) 7227・7228
九州支社 別府(3) 0510